

寝屋川市立第三中学校PTA規約

昭和三十六年	四月二十三日	決定	発行
昭和五十年	十月十五日	改正	
昭和五十五年	十月二十七日	改正	
昭和五十八年	三月十七日	改正	
昭和五十九年	三月二十一日	改正	
昭和六十二年	五月十三日	改正	
昭和六十三年	三月三日	改正	
平成四年	三月五日	改正	
平成十年	三月十六日	改正	
平成十三年	五月七日	改正	
平成十四年	三月十七日	改正	
平成二十三年	四月一日	改正	
平成三十年	三月十五日	改正	
令和二年	三月十七日	改正	
令和五年	三月十六日	改正	

第一章 名称

第一条 本会は、大阪府寝屋川市立第三中学校PTAと称する。

第二章 目的及び活動

第二条 本会は、会員が協力して生徒の幸福なる成長を図ることを目的とする。

第三条 前条の目的をとげるために、次の活動を行う。

- ① 会員相互の向上を図るための研修を行う。
- ② 家庭と学校と社会における教育環境を整えるための諸活動を行う。
- ③ 学校と家庭の緊密な連携を保ち、生徒の保護育成を図る。

第三章 方針

第四条

本会は、学校教育を助け、家庭教育の場を一層充実することを本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動を行う。

- ① 本会は、民主教育を積極的に推進し、生徒の福祉の増進のために活動する社会的諸団体や諸機関との協力を惜しまない。
- ② 本会の運営は、すべて自主的に行われ、他のいかなる団体や機関等の支配や干渉をうけない。
- ③ 本会は、学校の運営、ことに管理や人事については、本会の目的遂行に関連して意見の具申は行うが、直接干渉はしない。
- ④ 本会は、本会の目的を着実に遂行するために、国家及び地方公共団体が適正な教育予算の充実に努力し、かつ速やかな実現化に努力するよ

うに積極的に要望する。

⑤ 本会は、非営利的・非宗教的・非政党的な立場を守るため、本会の目的と異なる活動をする団体や事業と関係したり、支持したり、推薦したりしない。

第四章

△云員

第五条

本会の会員は、本校に在籍する生徒の両親、または保護者及び本校の教職員をもって組織する。但し、本校学区内に居住し、本会の主旨に賛同する入会希望者は、役員会の承認を得て特別会員になることができる。

第六条

本会の会員は、すべて平等の権利と義務を持ち、役員や委員になると、総会に出席して動議の提出、議案に対する賛否の表明ができる。但し、校長・教頭は役員になれないが、職責上各種の会合に出席して意見を述べることができる。

第七条

本会の会員は、すべて毎月所定の会費を納入するものとする。

第八条

本会の会員は、本市・北河内地区・大阪府・全国の各PTA協議会の会員となる。

第五章

役員

第九条

本会の役員は、次の通りとする。

① 会長一名 (両親またはこれに代わる保護者)

② 副会長数名 (同右) ※数名…二〜五名

③ 企画委員長一名 ()

④ 書記一名 (本校の教職員) ()

⑤ 会計一名 (本校の教職員) ()

第十条

本校の役員は、別に定める選挙細則によって選出される。但し、公選による公職者は、役員には選出されない。

第十一条

役員は、任期は、毎年四月一日に始まり、翌年三月末日までとする。

また、三中在籍時に一度役員を経験した保護者は、原則再度役員

および実行委員を務めることはできないものとする。

第十二条

役員は、次の通りとする。

① 会長は、本会を代表し、次の任務を持つ。

(イ) 総会、企画委員会及び実行委員会を召集し、その決定を執行する。

(ロ) 企画委員会の同意を得て、役員指名委員会、会計監査委員会を除く他の委員会の委員長・委員を委嘱する。

(ハ) 総会の議決事項についての執行責任をもつ。

(ニ) 他の団体、諸機関の集会に本会を代表して発言する場合は、事前

または事後に実行委員会に諮問、又は報告する。特に重要事項は、

実行委員会の事前承認を得なければならない。

② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその代行をする。

③ 書記は、総会、実行委員会の議事や本会の活動状況の詳細を記録保

管し、各種集会の開催について通知する。

④ 会計は、本会のすべての金銭の出納を司り、年度末に会計監査委員の監査をうけ、総会にて決算報告をする。但し、会員の申し出により内容及び保管状況を提示しなければならない。

第十八章 会計監査本旨

第十三条 会計監査委員は二名とし、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第十四条 会計監査委員の選出は、第十・第十一条による。

第十七章 総務

第十五条 総会は、本会の最高議決機関であつて、少なくとも年二回は開かねばならない。但し、会長が必要と認めるとき、又は会員の十分の一以上の要求があつた時は、随時開くことができる。構成員に事故があるときは、それに代わる者が代行出席する。

第十六条 総会は、全家庭の五分の一以上の出席がなければ、その議事をひらき議決できない。但し、止むを得ぬ事由によつて出席できない会員は、委任状を議長に提出して出席に代えることができる。議決は、出席者の過半数で決める。但し、少数意見といえども、これを尊重して議事録に記録する。

第八章 企画委員

第十七条 ① 企画委員会は、役員・企画委員長・地区委員長・学年委員長・専門委員長・校長及び教頭によつて構成する。

② 企画委員長は、役員の同意を得て企画委員会を召集し、その運営に当たる。

第十八条 企画委員会は、各委員会の意見を総合調整して、予算及び行事の年間計画を立案する。

第十九条 企画委員会は、総会の議事日程を立案する。

第二十条 企画委員会は、この会の規約及び細則を立案する。

第九章 実行委員

第二十一条 実行委員会は、総会につぐ議決機関であり、且つ執行機関である。原則として、月に一回開くものとする。

① 実行委員会の任務は、次の通りとする。

(イ) 企画委員会、実行委員会によつて必要と認められた議案の審議

(ロ) 各委員会によつて立案された事業計画の審議

- (ハ) 総会に提出する議案、並びに議事日程の作成
- (ニ) 必要がある場合、特別委員会の設置
- (ホ) 各委員長、委員の補充に関する審議
- ② 実行委員会は、次のもので構成する。
 - (イ) 役員
 - (ロ) 企画委員長
 - (ハ) 正副地区委員長
 - (ニ) 各地区長
 - (ホ) 学年委員の代表者
 - (ヘ) 正副教育振興委員長
 - (ト) 正副保健体育委員長
 - (チ) 正副生活指導委員長
 - (リ) 正副広報委員長
 - (ヌ) 校長・教頭・関係職員
 - (ル) 特設の委員会委員長

第十十章

委員会

第二十二條

各委員会の活動、構成は次の通りとする。

- ① 地区委員会に関すること。
 - (イ) 各地区に、地区会をおく。地区の範囲は、実行委員会において年度当初に定める。
 - (ロ) 地区会は、地区会員と地区担当教職員で構成し、地域の環境を整備し、会員相互の研修・親睦・連絡を密にし、地区生徒会活動を指導・援助する。
 - (ハ) 円滑な運営を図るため、会員の中より地区委員を互選する。
(十家庭を基準に一名まで)
 - (ニ) 委員の中から地区長一名、副地区長一名を選出する。正副地区長は、地区会を代表し、地区委員会を組織する。
 - (ホ) 地区長は、地区長会・実行委員会に出席し、地区会員の意見を反映する。
 - (ヘ) 地区長会は、正副地区委員長・各地区長と教職員代表によって構成し、地区の教育環境の向上のための方策を研修する。
- ② 学年委員会に関すること。
 - (イ) 各学年に学年委員会をおく。委員は、当該学年の学年団と連携を深め、学年委員会の円滑な運営を図る。
 - (ロ) 各学年に学年委員を三名以上おく。(最大人数は十名程度)
 - (ハ) 学年委員会は、学年委員と学年所属の全職員によって構成し、当該学年の発展向上のための諸問題と、学年に応じた進路指導に関することの研修と活動を行う。
 - (ニ) 各学年委員の代表者が、持ち回りで実行委員会に出席する。
- ③ 教育振興委員会に関すること。
 - (イ) 各地区から選ばれた一名ずつの委員と、教職員の代表によって本会を構成する。
 - (ロ) 本委員会は、全会員の研修のため、講演会・学習会等の企画、並びにPTA図書の運営をする。
 - (ハ) 委員の中から委員長一名、副委員長一名を選出する。

- (二) 本委員会を代表し、一名が実行委員会に出席する。
- ④ 保健体育委員会に関すること。
 - (イ) 各地区から選ばれた一名ずつの委員と、教職員の代表によって本会を構成する。
 - (ロ) 本委員会は、会員並びに子弟の健康増進を図るための研修、及び教育環境を整えるための諸活動を企画・運営する。
 - (ハ) 委員の中から委員長一名、副委員長一名を選出する。
 - (ニ) 本委員会を代表し、一名が実行委員会に出席する。
- ⑤ 生活指導委員会に関すること。
 - (イ) 各地区から選ばれた一名ずつの委員と、教職員の代表によって本会を構成する。
 - (ロ) 本委員会は、子弟によりよい生活習慣をつけさせるために、会員相互が研修を深める諸行事・校外における生活指導・地域の浄化活動などの諸活動を企画・運営する。
 - (ハ) 委員の中から委員長一名、副委員長一名を選出する。
 - (二) 本委員会を代表し、一名が実行委員会に出席する。
- ⑥ 広報委員会に関すること。
 - (イ) 各地区から選ばれた一名ずつの委員と、教職員の代表によって本会を構成する。
 - (ロ) 本委員会は、会員相互が共通の基盤に立ち、連帯を深く保ちながら活動を進めるために、本会の動向・学校の状況、及び学校教育に関係する諸機関の働き・会員に関することなどを報告・伝達・紹介したり、研修のための資料を提供したりするために、寝屋川三中PTA新聞を編集、発行する。
 - (ハ) 本委員会に編集委員（六名程度）をおく。編集委員は、広報委員会で互選する。
 - (ニ) 編集委員は、広報委員会で企画立案された事項にそって、編集の専門的な仕事をする。
 - (ホ) 委員の中から委員長一名、副委員長一名を選出する。
 - (ヘ) 本委員会を代表し、一名が実行委員会に出席する。

第十一章 会計

第二十三条 本会の会費は、月額一口百五十円とし、保護者（父母）各々一口とする。経費は、会費・寄付金・その他をもって支弁する。

第二十四条 会計年度は、毎年三月一日に始まり、翌年二月末日に終わる。

第十二章 改正

第二十五条 本会の規約の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成を要する。

選挙細則

昭和六十三年 三月 三日 改正
令和 五年 三月 十六日 改正

第一条 本会の役員及び会計監査委員の選出に関する規定を、次のように定める。

第二条 選挙管理を公平・円滑に行うため、選挙管理委員会をおく。

第三条 委員は、実行委員会の中から二名、教職員の中から一名を選出する。委員の任期は、十月から始まり、選挙が終了するまでとする。

第四条 選挙管理の運営は、次の通りとする。

第五条 ① 公示から六日間、次期役員・会計監査委員の候補者の公募を行う。
② 候補者は、会員であること、公選公職者でないこと、会員の十分の一以上の推薦者があり、その署名がなければならない。
第六条 本委員会は、公示期間が終了しても立候補者がいないときには、ただちに実行委員会に報告し、役員指名委員会の設置を要請しなければならない。

第七条 役員指名委員会の委員は、二校区（田井小・北小）地区長より各二名、学年委員より一名、正副専門委員長より一名と、教職員代表一名で構成する。

第八条 指名委員の中から指名委員長一名を選出する。

第九条 役員指名委員会は、立候補者のいない役員、会計監査委員の候補者を指名して、選挙総会の六日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第十条 本委員会は、候補者の氏名・住所・略歴を選挙総会の五日前に、全会員に告示しなければならない。

第十一条 選挙は、総会において、次の方法で行う。

- ① 候補者が同一役職に二名以上あるときは、無記名単記投票とする。
- ② 同一役職で定数内の候補者数のときは、総会の承認によって選出する。

以上

P T A 慶弔内規

昭和五十八年 九月二十七日決定発行
昭和五十九年 三月 十六日 改正
平成 十九年 三月 十日 改正
令和 五年 三月 十六日 改正

第一条 (目的)

寝屋川市立第三中学校 P T A 規約に基づき、会員相互の連携と、会の円滑な運営をはかるため、この内規を定める。

第二条 (適用の範囲)

本内規は、本会員および同居父母、生徒に適用する。

第三条 (弔意を表す場合)

本会員および同居父母、生徒に対して、一律 5, 0 0 0 円とし、会長またはこれに代わる者が敬弔の意を表す。
また上記以外の者が必要と認めた弔意は、企画委員会で協議する。

第四条 (葬儀および通夜について)

該当者	会 葬 等 範 囲
役員・職員 生徒	役員、職員、実行委員、生徒代表、学級生徒、 学年委員代表
実行委員	役員、職員代表、学級担任、学級生徒、地区委員、実 行委員、学年委員代表
会 員	役員代表、職員代表、学級担任、学級生徒、 地区委員、学年委員代表

- ① 参列の範囲は、右の表の通りとする。
- ② P T A 弔旗（学校保管）の掲揚は、会員の敬弔に対する場合、その地区担当の地区長が行うものとする。
- ③ 諸事情により参列しない場合は、敬弔の意を表す。

第五条（祝意または謝意を表す場合）

次の各号の一つに該当するときは、下記により、会長またはこれに代わる者が代表して、慶祝または感謝の意を表す。

- ①職員結婚 5, 000円
- ②職員および職員の配偶者の出産 3, 000円
- ③職員の転退職 一年につき1, 000円

ただし校長・教頭はその倍額

企画委員会で協議する

- ④職員および会員の受賞 一年につき2, 000円の
- ⑤役員離職（職員を除く） 記念品および感謝状

第六条（見舞をする場合）

- ①PTA活動中における会員の傷病 2, 000円
- ②不時の災害（交通事故・火災など）の場合は、被害の程度に応じて企画委員会で協議する。

第七条（本市教育関係者への慶弔）

本市の教育関係者（市長、助役、教育委員等）で慶弔の該当があるときは、他のPTAを考慮し、企画委員会で協議し決定する。

第八条（内規の改廃）

本内規の改廃は、実行委員会で協議し決定する。